

「この本、よかった！」
『給食番長』
作 よしなが こうたく
(好学社) (107)

皆さんにもおすすめしたい
「くまどく本」、今月は、熊野
第二小学校からです。

木本 祐誠 (6年生)

この本は、給食をちゃんと食
べない男の子が出てきます。そ
の男の子は、反省してだんだん
給食を残さないようになりま
す。好ききらいがある人におす
すめです。ぜひ読んでください。

木本 博貴 (父)

食べ物の大切さ、作って
くれる人のありがたみが、とて
もよく感じられる作品です。
家庭や学校で食べ物を残して
しまうお子様がいるご家庭に
おすすめの一品です。



(教育総務課)

ミニ・ビブリオバトル
in くまどくフォーラム
一般参加者募集

く本を通して人を知る
人を通して本を知る

11月5日(土)に熊野町民会館
にて開催するくまどくフォー
ラムでミニ・ビブリオバトル
を実施します。

つきましては、一般の部の
参加者を募集します。

▽ミニ・ビブリオバトルとは
自分のお気に入りの本の
魅力を4分間で紹介し、最
後にその紹介された本の中
から一番読みたくなった本
を(チャンプ本)を決める
書評ゲームです。

時 7月1日(金)～8月31日(水)

対 町内在住者および町内事業所

勤務者

定 4人

申 熊野町民会館に申し込み
ください。

問 熊野町民会館

☎854・3111

☎820・5820

(教育総務課社会教育グループ)

初めての低学年書道科の時間

熊野第三小学校

5月27日(金)に、1年生の書道科がありまし
た。初めての書道科の授業に1年生はワクワク
して、書道教室にやってきました。みんな
静かに座り、書道科の佐城先生のお話に耳を
傾けます。まず、書道科での授業の心構えや
姿勢を教えてくださいました。目の前にある
筆を触りたくてもがまんがまん。そして、つ
いに筆で書けることになり、細い横の線の書
き方を丁寧に指導していただきました。「足は、
べったん」というと1年生はすぐに足を床に
着けます。そして、「穂先を腹までつけて、体
を使って横にスーっと、最後は穂先をゆっく
りあげます。」と先生の声に合わせて、書いて
いきました。授業後の感想は「筆の色々な場
所に名前があることがわかった。」「細い線や
太い線が書いて楽しかった。」とみんなとも
楽しかったようです。字を書く姿勢や静かに
聞くことなど学んだことはこれからの日々の
授業にも生かしていけそうですね。



(教育総務課)

自己認識、人生選択、
表現できる生徒の育成

熊野中学校

本校では“自己認識、自分の人生選択、表
現ができる生徒”の育成を目指します。これ
は、広島県教育委員会が示している「広島県
の15歳の生徒に身に付けさせたい力」を踏ま
えたものです。今年度から、公立高校の入試
制度が大きく変わり、入試に「自己表現」が
加わります。

表現力の育成に向けた具体的な取組の1つ
として、今年度、新聞を活用した取組を行っ
ています。8社の新聞を図書室に置き、生徒
が多くの新聞社の記事を読むことができるよ
うにし、読みやすいように、用務員さんに新
聞台を作成していただきました。

また、学校運営協議会の委員さんにも、生
徒に読んでほしい記事を選んでもらい、掲示
や放送で紹介しています。

様々な記事に触れることで、生徒自身が見
方や考え方を広げ、自己表現力の伸長につな
げていきたいと考えています。



▲用務員さんが作成
した新聞台



▲新聞の掲示

(教育総務課)

生徒総会、水辺のコンサート

熊野高等学校

この地に (314)

筆
都
が
育
つ
る
筆
都
が
育
つ
る

5月11日(水)に生徒総会が開かれました。一昨
年度と昨年度はコロナ感染症拡大防止のため、
放送での開催でしたが、今年度は感染防止を徹
底し、体育館で開催することができました。生
徒会が時間をかけて準備を進め、令和3年度の
事業報告と決算報告、令和4年度の事業計画と
予算案が審議されました。自分たちの学校のこ
とを決める審議に、真剣に参加していました。

この後、生徒会役員選挙も行われ、立候補
者が熊野高校に対する熱い思いを訴えました。
投票の結果、全員が信任されました。

また、5月21日(土)には、音楽部が原爆ド
ーム対岸親水テラスでの「水辺のコンサート」
に3年ぶりに出演しました。程よい陽ざしの
下で、自分たちの精一杯の演奏を届けること
ができ、観客からも大きな拍手をいただく
ことができました。

コロナはまだまだ収束が見通せませんが、
少しずつこれまで通りの行事ができるようにな
ってきました。これからも熊野高校を御支
援いただきますようお願いいたします。



◀水辺の
コンサート

☎熊野高等学校 ☎854-4155

人権とわたし

7月は再犯防止啓発月間および
社会を明るくする運動強調月間です

刑を終えて出所した人やその家族に対す
る偏見や差別は根強く、就職に際しての差
別や住居確保の困難など、社会復帰を目指
している人々たちにとっては、厳しい現状で
す。刑を終えて出所した人が、再び社会の
一員として受け入れられるには、本人の更
生意欲とともに、周囲の人々が罪を犯した
人の更生に理解を深めることが必要です。

○再犯防止啓発月間

国民の間に広く再犯の防止などについて
の関心と理解を深めるため、平成28年12
月に施行された「再犯の防止等の推進に関
する法律」では7月を再犯防止啓発月間と
する旨が定められています。啓発月間に合
わせて、法務省では「再犯防止」をテーマ
に毎年様々なイベントや情報発信が行われ
ています。

法務省ホームページ
「再犯防止対策」



○社会を明るくする運動協調月間

全ての国民が犯罪などの防止と、罪を犯
した人たちの更生について理解を深め、そ
れぞれが力を合わせ、犯罪や非行のない地
域社会を築こうとする全国的な運動です。

出典：人権啓発冊子『「気づき」から「きずな」へ』
(令和4年2月広島県発行)

(生活環境課)